

## 光市病院局公告第26号

新光総合病院保険調剤薬局等整備・運営事業について、公募型プロポーザルに係る手続きを開始するため、下記のとおり公告する。

平成30年2月5日

光市病院事業管理者 桑 田 憲 幸

### 1 事業概要等

#### (1) 事業名

新光総合病院保険調剤薬局等整備・運営事業

#### (2) 事業内容

事業者が、新光総合病院の敷地の一部を借り受け、保険調剤薬局等（企画提案による別の事業を含む）に必要な施設を整備し、維持管理及び運営を行う事業

#### (3) 事業場所の概要

##### ア 所在地

山口県光市光ヶ丘1605番1の一部（新光総合病院敷地内）

##### イ 面積

1,046.23㎡（造成時の座標・面積を測量基準により、実施設計時に算出したものである）

#### (4) 土地貸付期間

15年間

#### (5) 土地貸付料

土地貸付料は、本プロポーザルにおいて事業者より提案された額を基に光市病院局と事業者の協議により決定するものとし、貸付期間内に経済事

情の変化等があったときは、協議により変更できるものとする。

(6) 貸付期間満了後の措置

貸付地は、貸付期間満了後、原則として更地にしたうえで、光市病院局に返還するものとするが、協議のうえ貸付期間を延長する場合もある。

(7) 薬局等の開設時期

薬局等は、新光総合病院の開院（平成31年5月頃予定）に合わせて開設するものとする。

## 2 参加資格

(1) この手続きに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

ア 日本国内において保険調剤薬局を開設している実績を有し、必要な有資格者を配置できる者であり、事業内容及び目的に従い適切に保険調剤薬局を開設し、その事業を遂行できること。

イ 税（国、都道府県、市町村）の滞納がないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により入札制限を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたときは、この限りでない。

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でない者。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に

規定する暴力団員をいう。以下、同じ) 又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(2) 応募に対する制限等

参加者からの応募は1点のみとする。

3 審査・選定等

提出された参加表明書等及び企画提案書等の評価は、新光総合病院保険調剤薬局等整備・運営事業プロポーザル審査委員会において、企画提案書等の書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査とし、審査の結果、事業の実施に最も適した者を特定する。

4 手続き等

(1) 新光総合病院保険調剤薬局等整備・運営事業プロポーザル実施要項等  
(以下「実施要項等」という。)の入手方法

光市病院局ホームページ (<http://bureau.hikari-hosp.jp>) に実施要項等を掲示する。

(2) 参加表明書等の提出

ア 提出場所

〒743-0022 山口県光市虹ヶ浜一丁目14番3号

光市病院局新光総合病院建設室

イ 提出期間

平成30年2月21日(水)までの日(期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前8時15分から午後5時まで。

ウ 提出方法

提出場所に持参又は郵送(配達証明付書留郵便)とし、郵送の場合を含め、提出期限内必着とする。

エ 提出書類

提出書類、様式及び部数については、実施要項等による。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出場所

〒743-0022 山口県光市虹ヶ浜一丁目14番3号  
光市病院局新光総合病院建設室

イ 提出期間

平成30年3月14日（水）までの日（休日を除く。）の午前8時15分から午後5時まで。ただし、提出期限日は、正午まで。

ウ 提出方法

提出場所に持参又は郵送（配達証明付書留郵便）とし、郵送の場合を含め、提出期限内必着とする。

エ 提出書類

提出書類、様式及び部数については、実施要項等による。

5 特定者との協議

3により特定した者と事業推進に向けた協議を行う。なお、特定者が辞退したとき、特定者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は協議が不調となったときは、次点者と順次、協議を行う。

6 契約の締結

5による協議後、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に基づく事業用定期借地権設定契約を締結する予定である。なお、事業用定期借地権設定契約書は、公正証書により作成するものとし、これに係る作成費用及び印紙代等は事業者の負担とする。

7 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、光市病院局新光総合病院建設室（電話：0833-74-4680）とする。
- (2) 提出書類等の作成及び提出に要する費用は、参加表明者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、本プロポーザルの目的以外では使用しない。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。
- (5) その他詳細は、実施要項等による。